『県立広島大学 総合教育センター紀要』投稿規程

- 1. 『県立広島大学 総合教育センター紀要』(以下「本誌」という) は、県立広島大学総合教育センター(以下「本センター」という) が発行する研究紀要である。
- 2. 本誌に投稿できる者は、次のいずれかの条件を満たすものとする。
 - ① 本センターの教員 (専任・兼任)
 - ② 本学の全学共通教育科目の担当教員
 - ③ その他、本センターの活動に関係した者等、編集委員会が認めた者
- 3. 本誌に掲載する原稿は以下のとおりとし、口頭・ポスター発表、資料等を除き、未発表のものに限る。
 - ① 論文:各教員の専門に係る論文など
 - ② 実践研究:高等教育に係る実践記録、事例研究など
 - ③ 活動報告:本センターが関係するFD活動報告など
 - ④ 資料:書評・文献紹介、学内外の高等教育情勢・研究動向の紹介、学生支援に係る報告や 各分野の専門書紹介など
 - ⑤ その他:編集委員会が認めたもの
- 4. 本誌には日本語および英語の目次を付す。
- 5. 本誌に掲載する論文等は、和文または欧文とする。
- 6. 本誌に論文等を投稿しようとする者は、編集委員会が定める本誌執筆要領に従い作成した原稿 を、提出期限までに編集委員会に送付するものとする。
- 7. 本誌の発行および原稿提出の期限は、編集委員会が定める。
- 8. 編集委員会は、掲載予定の原稿につき、執筆者との協議を通じ、内容および表記の変更を求めることがある。
- 9. 執筆者による校正は再校までとする。校正の際の原稿修正は原則として認められない。
- 10. 抜き刷りを希望する場合は、別途執筆者の負担とする。
- 11. 図版等で特別の経費を要する場合、その経費は執筆者の負担とする。
- 12. 本誌に掲載された論文等の著作権は、本学に帰属する。
- 13. 本誌に掲載された論文等は、原則として県立広島大学の機関リポジトリに登録され、無償公開される。ただし執筆者は申出により機関リポジトリに登録しないことができる。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。